

# NTTデータグループの完全子会社化 に係る検証について

---

令和 7 年 7 月 23 日

総合通信基盤局 電気通信事業部

事業政策課

- **NTTデータは、1985年の通信市場の自由化（NTT法・電気通信事業法の制定）から間もない1988年、当時1社体制であったNTT（日本電信電話株式会社）からデータ通信事業を分離し、設立された。**
- **分離の際、NTTは、「新会社の設立により、市場の公正な競争条件を阻害しないよう、NTTとして下記のような配慮を行う」旨を公表し（1988年4月18日）、これが、現在まで、NTTデータに関する累次の公正競争条件とされている。**

## (1) 出資比率の低下

NTTの新会社に対する出資比率については、設立時は分社特有の出資形態をとることから100% 出資とするが、新会社株式の上場等の機会をとらえ出資比率を低下させる。

## (2) NTTとの人的関係

NTTと新会社間の人的関係を極力薄めるため、NTTから新会社への社員の移行は、世間一般で行われている出向形態によらず「転籍」により行うものとする。また、新会社設立後の双方の間における人事交流は必要最小限のものとする。

## (3) 回線の無差別公平な提供

第二種電気通信事業を営む者等に対する回線提供にあたっては、第一種事業者としての地位を利用して、新会社を有利に扱うことのないよう無差別公平に行う。

## (4) 取引条件

NTTと新会社の間において行われる取引（局舎の利用、研究開発成果の利用、ハードウェアの工事・保守の受委託等）については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにするとともに、他の第三者と同等の取引条件により行うこととする。

## (5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

## (6) 連結決算

新会社の収支を含めた財務状況を明らかにするため、連結決算を実施することとする。

- 事業者ヒアリング等による**検証にあたっては**、電気通信市場の競争状況が1988年から大きく変化している点を踏まえ、前項の**公正競争条件について**、NTTは今後も遵守していくと認められるかを確認するとともに、**NTTデータグループの完全子会社化に伴う公正な競争環境への影響※**について確認していくことが考えられる。

※公正な競争環境への影響については、例えば、以下の課題に分類することが考えられる。

- ・NTT東西（一種指定設備設置事業者）とNTTデータの関係に係る課題
- ・NTTドコモ（二種指定設備に係る市場支配的事業者）とNTTデータの関係に係る課題
- ・その他公正競争確保に係る課題

（注）当委員会における**事業者ヒアリング※の結果**は、2025年改正電気通信事業法に基づく公正競争関係の**省令改正案作成の参考とする**予定（改正省令案は、2026年1月頃に諮問予定）。

※現時点での事業者ヒアリングの予定は以下の通り。

- |       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 7月23日 | NTT                                      |
| 8月上旬  | KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル                       |
| 9月上旬  | テレコムサービス協会・日本インターネットプロバイダー協会・日本ケーブルテレビ連盟 |

なお、**2025年改正電気通信事業法**では、情報通信審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方（2025年2月3日）」を踏まえ、**累次の公正競争条件の法定化**に関する改正を行っており、具体的な公正競争条件は、**総務省令にて定める**こととなっている。